

① 件 名
地域生活支援事業の適正化等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）では、国県負担による障害福祉サービス（以下「法定サービス」という。）と市町村事業である地域生活支援事業のサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）が提供されている。 地域生活支援事業が始まってから10年を経過し、国県からの事業費補助金の見直し、一般財源化(交付税措置への移行)など、地域生活支援事業を取り巻く財政的環境は厳しくなる中、サービス提供事業所は年々増加する一方である。 このため、事業の見直し、地域生活支援サービス提供に伴う給付費の適正化、サービス提供事業所の指定基準の見直しによるサービスの質の確保等が必要となっている。 【目的】 事業所指定基準の適正化等によるサービスの質の向上、利用時間の細分化による報酬単価の適正化、事業の廃止等により歳出削減を図るとともに、事業対象障害者の一部見直し、自発的活動支援補助の実施に伴う社会参加促進補助事業の再編整理、地域生活支援事業の見直し及び適正化を図る。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 障害者総合支援法（平成17年法律第123号） 地域生活支援事業実施要綱（平成18年障発第0801002号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第5節 自立し、いきいき暮らせる障害者福祉の充実を図る ② 暮らしやすい生活環境を構築する 【個別計画との整合性】 石巻市障害者計画・石巻市障害福祉計画
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成18年10月 市町村地域生活支援事業の開始(旧制度からの移行を含む。) 平成24年 地域生活支援事業の指定事業所の増加 平成28年 4月 地域生活支援事業費補助金の一部が交付税措置(一般財源化)へ
⑤ 主な内容
- 地域生活支援サービス提供事業者の指定要件の追加、指定有効年限の設定等 - 平成29年1月から新規事業所指定にあたり、地域活動支援センター及び日中一時サービスについて、法定サービスも提供できる体制づくりを要件とする。 - 法定サービスと同様に事業所指定の有効年限を原則6年とし、既存の指定事業所も、次期更新時期から（1）の要件を加える。 ただし、施行日現在、事業所指定から6年を経過し、若しくは平成30年12月末日までに6年経過する事業所については、更新手続期限等の猶予を特例として設定。 - 地域生活支援サービス提供においても、事業所に個別支援計画作成に努める旨を規定。 - 地域活動支援センター事業における努力義務規定とサービス提供単価の適正化 - 利用者の状況に応じ、可能な限り一般就労や福祉的就労への移行に努めるものとする旨を明記 - サービス提供単価の適正化（平成29年10月から利用時間細分化による報酬単価適用等） - 日中一時支援事業における努力義務規定とサービス提供単価の適正化 - 利用者の状況に応じ、より適切なサービスの提供に努めるものとする旨を明記 - サービス提供単価の適正化（平成29年10月から利用時間細分化による報酬単価適用等）

4 社会参加促進補助金対象事業の適正化等 (1) 障害者社会参加促進事業の対象事業のうち自発的活動に該当する事業を自発的活動費支援補助に移し替え、再編整理する。 (2) 参加障害者数が60人以上の事業について、現行5万円の補助上限額を改める。 5 自動車改造等助成事業の見直し・適正化 (1) 運転免許取得費助成に対し、対象者の所得要件を新たに設定する。(特別障害者手当と同じ要件) (2) 障害により、自動車改造をしないと安全な運転ができないために当該改造を行う場合に限り、障害の等級にかかわらず自動車改造費助成の対象とする。 6 更生訓練費支給事業の廃止 通所での自立訓練等に従事した障害者に更生訓練費を支給し、その社会復帰を支援する事業であるが、平成25年度以降、対象となる通所での支給実績がないため、事業を廃止する。	
⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置)	
【影響・効果】 ア 指定基準の見直しにより、提供するサービスの質の向上が図られる。 イ 地域生活支援サービスの提供単価の適正化により、利用者負担が軽減される。 (報酬単価改定日をH29.10.1とし、H29は事業所への影響を半減させ、激変緩和措置に代える。) ウ 所得要件の設定及び対象障害の一部改正により、事業対象の適正化が図られる。 エ 法定サービスも提供できる体制づくりを要件とすることや、利用者の状況に応じ、適切なサービスの提供に努める規定により、サービスの質の向上が図られる。 【財源措置及びコスト計算】 ア サービス提供単価の適正化により、地域生活支援事業の給付費が1割程の削減が予想される。	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
1 地域生活支援サービス提供事業所の指定に関する基準、地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業 石巻圏域2市1町で協議の上、同一基準、同一単価で同時改正を予定 2 自動車運転免許取得費・自動車改造助成の双方に所得要件ある市(県内) 仙台市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、栗原市、大崎市等 ※東松島市、女川町は同時改正の予定 3 更生訓練費支給事業を実施していない市(県内) 仙台市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、登米市、大崎市 ※東松島市、女川町は同時廃止の予定	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成28年12月	石巻市障害者地域生活支援事業のサービス提供事業者の指定に関する基準改正 (平成29年1月1日施行予定) 石巻市障害者自動車改造等助成事業実施要綱改正 (平成29年1月1日施行予定) 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱及び石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱改正 (平成29年4月1日一部施行、平成29年10月1日全部施行予定)
平成29年	1月 事業所向け説明会の開催 3月 石巻市障害者社会参加促進事業補助金交付要綱改正 (平成29年4月1日施行予定) 石巻市更生訓練費支給要綱廃止 (平成29年4月1日廃止予定)
⑨ その他	